

## サービス提供責任者の資格要件について

下の表の○はその資格だけで要件を満たすことを指す。

下の表の△は注の要件も必要であることを指す。

サービス種類 資格要件		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
介護福祉士		○	○	△注 4	△注 6
養成研修修了者（各研修に相当する研修も含む）	実務者研修	○	○	△注 4	△注 6
	居宅介護職員初任者研修	△ 注 3-1	△ 注 3-2	△ 注 3-2	△ 注 6
	介護職員初任者研修			注 4	
	介護職員基礎研修	○	○	△注 4	△注 6
	訪問介護員養成研修（1級）（注 1）	○	○	△ 注 4	△ 注 6
	居宅介護従業者養成研修（1級）				
	訪問介護員養成研修（2級）	△ 注 3-1	△ 注 3-2	△ 注 3-2	△ 注 6
	居宅介護従業者養成研修（2級）			注 4	
行動援護従業者養成研修（注 2）				△ 注 3-2	
その他（注 5）				○	

注 1 看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者は居宅介護従業者養成研修の 1 級課程の修了要件を満たすものとする。

注 2 平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

注 3-1 実務経験 3 年以上（ただし、30%の減算の対象）

注 3-2 実務経験 3 年以上

注 4 上記表の「同行援護」の資格要件のいずれかの要件に該当する者であり、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者

大阪府において、大阪府移動支援従業者養成研修の視覚障がい課程を修了した者については、同行援護従業者養成研修の一般課程修了者とみなす。サービス提供責任者として業務に就く場合は大阪府同行援護従業者養成研修「応用課程」を新たに受講し、修了する必要がある。

注 5 厚生労働大臣が定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

注 6 「行動援護」は令和 6 年 3 月 31 日までの間は、令和 3 年 3 月 31 日において居宅介護に係る従業者の資格要件に加え、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 5 年以上従事した実務経験がある者でも可。